

承認第19号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月26日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月1日

木津川市長 河井 規子

記

令和2年度木津川市国民健康保険特別会計補正予算第1号について

令和 2 年度

国民健康保険特別会計  
補正予算第 1 号

京都府木津川市

## 令和2年度 木津川市国民健康保険特別会計補正予算第1号

令和2年度木津川市の国民健康保険特別会計補正予算第1号は、次に定めると  
ころによる。

### (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,000千円を増額し、歳  
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,949,664千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の  
歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月1日専決

木津川市長 河井 規子

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項
5 府支出金	
	1 府補助金
	歳入合計

補正前の額	補正額	計
4,983,823	4,000	4,987,823
4,983,823	4,000	4,987,823
6,945,664	4,000	6,949,664

## 歳出

(単位：千円)

款	項
2 保険給付費	
	7 傷病手当金
	歳出合計

補正前の額	補正額	計
4,945,706	4,000	4,949,706
0	4,000	4,000
6,945,664	4,000	6,949,664

令和2年度

# 予算に関する説明書

( 国民健康保険特別会計 )

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額
5 府支出金	4,983,823
歳入合計	6,945,664

(単位：千円)

補正額	計
4,000	4,987,823
4,000	6,949,664

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費	4,945,706	4,000	4,949,706
歳出合計	6,945,664	4,000	6,949,664

補正額の財源内訳		
特定財源		一般財源
国府支出金	地方債	
4,000	0	0
4,000	0	0

2 歳入

5 款 府支出金  
1 項 府補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 保険給付費等交付金	4,983,822	4,000	4,987,822
計	4,983,823	4,000	4,987,823

(単位:千円)

区分	金額	説 明
2 特別交付金	4,000	特別調整交付金分・増

### 3 歳出

#### 2 款 保険給付費 7 項 傷病手当金

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源		一般財源	
				国府支出金	地方債		
1 傷病手当金	0	4,000	4,000	4,000			
	( 特定財源内訳 )						
	特別調整交付金分			4,000			
計	0	4,000	4,000	4,000	0	0	0

節		説 明
区分	金額	
18負担金、補助及び交付金	4,000	傷病手当金支給事業 傷病手当金
		4,000